

令和 7 年度の取組

1. 令和 7 年度の取組について
2. 中部ブロック取組計画スケジュール
 - ・新プラン（安全プラン 2 0 3 0）への移行
 - ・新プランを見据えたスケジュール

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

令和7年度に設定した削減すべき事故類型目標及び最重点施策と取組目標

■バス協会

モード・テーマ	愛 知	静 岡	岐 阜	三 重	福 井
削減すべき事故類型目標	車内事故 (事故報告書提出件数) ゼロ	車内事故 6件 (R5) →3件 (R7)	車内事故 0件	車内事故 車内事故ゼロ	車内事故 0件
最重点施策	・事故防止委員会での徹底 (年間2回程度) ・運行管理者向け安全教育セミナーの開催 (年間2回) ・車内事故防止キャンペーン (毎年7月) での各社具体的な取組み及び利用者向け啓発の実施 ・「バスの直前への急な割込み防止」等道路交通法ルールの周知・PR (日本バス協作成ポスター・チラシの活用)	・年4回開催の事故防止委員会において指導 (重点指導事項) ・車内事故防止キャンペーンにおける各種取組の実施	・事故防止委員会 (4回/年) において指導 ・車内事故防止キャンペーンにおける取組の実施 ・シートベルト着用 (高速バス・貸切バス) の徹底・推進	・毎年、日バスが作成する車内事故防止ポスター (縦型: 営業所用、横型: 車内掲出用) を購入し、希望会員に無償配布する。 ・事故防止委員会等において、車内事故防止呼びかけアナウンス (高速バス及び貸切バスについてはシートベルト着用) の徹底推進を図る。	・削減目標達成に向け、事故防止員会における事故発生状況の共有による対策の強化並びに車内事故防止キャンペーンでの取組み徹底。 ・車内アナウンスコンテストを通じたアナウンス力の向上を図り、車内事故防止の取り組みを強化。
飲酒運転ゼロに向けた取組	・アルコール検知器の導入補助 (運輸事業振興助成交付金を活用した事業者助成) ・事故防止委員会での徹底 (年間2回程度)	・年4回開催の事故防止委員会において指導 (重点指導事項) ・アルコール検知器の導入助成 (運輸事業振興助成交付金)	・アルコール検知器の導入助成 (運輸事業振興助成交付金) ・事故防止委員会、講習会等で注意喚起及び徹底 ・「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用周知	・秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30) の実施に併せて実施している日バスの「飲酒運転防止週間」において、【近年の「飲酒運転」事案】及び【飲酒運転防止対策マニュアル】を配布し飲酒運転の根絶を図っており、これを継続。 ・引き続き、年4回開催の事故防止委員会等を通じて、県交通安全対策協議会が策定した「飲酒運転0をめざす基本計画」の浸透・定着化を図る。	・引き続き、事故防止委員会や講習会等を通じた、飲酒運転防止に関する注意喚起等を行う

令和7年度に設定した削減すべき事故類型目標及び最重点施策と取組目標

■タクシー協会

モード・テーマ	愛 知	名古屋	静 岡	岐 阜	三 重	福 井
削減すべき事故類型目標	出会い頭衝突事故 追突事故 (目標設定無し)	出会い頭事故 令和5年発生件数の10%削減	出会い頭事故 15%削減 (R7)	出会い頭事故 10件 (R1) →5件 (R7)	出会い頭事故 0件	出会い頭事故 0件
最重点施策	・指導主任者研修、自動車交通事故防止セミナーの開催 (各1回) ・ライド&ライト運動、ベースカー運動の継続	・新任教養での徹底。(交差点での2段階停止と2段階安全確認の徹底)	・セミナーの開催 (会員向けに出会い頭衝突事故防止に向けたセミナーを開催: 令和7年度中に1回開催) ・Mission 1st ホームページにより情報共有を図り、講演資料や好事例の利活用を推進する。	・交通安全運動の実施期間前に開催する「指導委員会」(事故防止委員会) で、タクシー協会の交通安全実施計画を策定し、事業者等に周知徹底するとともに、事業者は乗務員等に対し教育・指導を行う。	・交差点及び狭い道路での出会い頭事故を防止するため、前方や側方の飛び出し等の注意を徹底する。 ・信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。 ・特にドライブレコーダー映像記録による危険予知に対する確認の徹底。	・交差点における二段階停止の励行を推進する。 ・事故防止・サービス委員会、さらなる交通ルールの順守及び交通マナーの徹底を図るとともに、席上配付した資料を全会員に送付して事故防止意識を共有する。 ・各事業者において、点呼時に指導・注意喚起を行うことを徹底するとともに、ドライブレコーダー等を活用して教育指導を行う。
飲酒運転ゼロに向けた取組	・指導主任者研修、自動車交通事故防止セミナーの開催 (各1回) ・健康管理関係マニュアル・ガイドライン等に関する情報提供	・年4回実施の交通環境委員会での周知徹底 ・点呼時におけるアルコール検知器での確認	・乗務前及び乗務後のアルコール検査の徹底 ・Mission 1st による講習資料の活用 ・事故防止セミナー等の資料の活用	・乗務前と乗務後のアルコール検査の徹底	・「飲酒運転防止対策ガイドライン」に従った飲酒運転0に向けた取組の推進。 ・飲酒運転撲滅の啓発。	・飲酒運転防止対策ガイドラインに従った飲酒運転ゼロに向けた取組を推進する。 ・アルコール検知器を用いた検査を励行する。 ・事業者において、飲酒運転の悪質性・危険性について、広報啓発活動等を通じて乗務員の意識改革を向上させ、飲酒運転の根絶を図る。 ・飲酒運転防止インストラクター養成講座の紹介・受講を図る。

令和7年度に設定した削減すべき事故類型目標及び最重点施策と取組目標

■トラック協会

モード・テーマ	愛 知	静 岡	岐 阜	三 重	福 井
削減すべき事故類型目標	車両同士の追突事故 502件 (R3) → 249件 (R7) 50%減	追突事故 245件 (R5) →147件 (R7) 40%減	追突事故 80件 (R5) →41件 (R7) 51%減	追突事故 78件 (R4) →66件 (R7) 15%減	追突事故 19件 (R5) →15件 (R7) 20%減
最重点施策	・トラック・セーフティ・ラリーの実施 ・トラック安全デー活動等の推進 ・全日本トラック協会と協調した交通安全活動の実施 ・交通事故防止セミナーの開催 ・交通事故防止を推進するための交通安全表彰の実施 ・ドラレコ・デジタコ導入促進助成事業の継続 ・トラックドライバーコンテストの開催	・後付け用衝突防止警報機器への助成事業（継続） ・サイドビューカメラへの助成事業（継続） ・事業用自動車総合安全プラン2025目標達成セミナー開催 ・事故防止セミナーの開催検討 ・安全運転コンクール並びに各季の交通安全運動の周知と積極的な参加勧奨	・委員会（4回開催）及びセミナー（1回開催）にて周知を図る ・指導及び監督の指針（12項目）の徹底 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載（既存車両）に係る費用補助	・セミナーの開催（ドライブレコーダー映像を使った事故防止セミナー及び健康起因事故に特化したセミナー）＊令和7年度中2回開催予定 ・デジタコ及び側方衝突監視警報装置導入費用助成 ・安全宣言事業者の募集 ・各新聞広告等での周知 ・定期発送で周知	・交通・労働災害死亡事故0運動2025の実施（R7.4.1～R8.3.31） ・トラックドライバー安全運転コンクルールの実施（R7.4.15～11.15） ・総合安全プラン2025目標達成セミナーの開催 ・ドラレコ及びデジタコ導入費用の助成
飲酒運転ゼロに向けた取組	・トラック・セーフティ・ラリーの実施 ・「飲酒運転防止対策マニュアル（全ト協作成）」の活用に関する周知継続 ・トラック安全デー活動の推進 ・交通安全関係機関が行う交通安全活動への積極的参加 ・広報誌等において飲酒運転防止を啓発	・本部・支部への掲示物設置 ・広報誌・ホームページを使用し注意喚起 ・飲酒運転防止セミナーの開催検討 ・安全運転コンクール並びに各季の交通安全運動の周知と積極的な参加勧奨	・点呼を確実に実施（アルコール検知器使用） ・交通事故防止対策委員会にて周知 ・広報媒体を活用した周知（HP、メルマガ、機関紙） ・適正化巡回指導や交通事故防止巡回による周知及び指導 ・アルコール検知器の導入補助【機器（オプション・消耗品等含む）及びセンサーの価格（除く消費税）の3分の1（百円未満切捨て）、1営業所あたり10万円まで】	・定期発送で周知 ・初任運転者講習及び各支部講座での飲酒運転防止についての説明 ・飲酒運転防止DVDの会員用への貸し出し ・適正化実施機関巡回指導等での指導 ・飲酒運転をしない運転者宣言の募集と周知	・交通・労働災害死亡事故0運動2025の実施（R7.4.1～R8.3.31） ・トラックドライバー安全運転コンクルールの実施（R7.4.15～11.15） ・アルコール検知器及びアルコールインターロック導入費用の助成

3

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

（以下、特徴的な取り組み目標を例示）

■バス協会

【車内事故への対応】

（一般路線バス）バスが停車してから離席する「ゆとり乗降」の啓発、乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行、停留所発進時における安全基本動作の徹底、（貸切バス等）乗客へのシートベルト着用の徹底、（県旅行業界）旅行業界に協力を求め、貸切、高速バス利用者に対するシートベルト着用の徹底：愛知

【健康に起因する事故、初任、経験不足運転者等への対応】

事故防止委員会において、健康管理マニュアル等の活用、指導及び監督マニュアルの活用の指導徹底：静岡

【テロ対策の徹底】

県警が主催する令和7年度の「テロ対策ネットワークぎふ」に参画し、テロ防止対策について会員へ情報展開：岐阜

【立体交差等の交通安全・渋滞対策等関係者への働きかけ】

整備局国道事務所主催による各エリア毎の道路交通渋滞対策推進協議会や道路利用者会議、四日市及び津でのバスターミナル検討会等のインフラ系会議に積極的に参画し、意見及び改善要望等：三重

【車内事故への対応】

車内事故防止キャンペーン期間を活用し、取組の強化を図るとともに、車内アナウンスコンテストを開催し、車内事故防止に向けた乗務員のアナウンス力向上に向けた取組を実施：福井

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

■タクシー協会

【特徴的な事故への対応】

・令和7年度の交通安全実施計画を策定。各期の交通安全運動と連動して計画事項を実施
・タクシー事業において特徴的な出会頭衝突事故、追突事故をはじめとする事故に関する情報の展開と事故防止に係る啓発を実施：愛知

【高齢歩行者への対応】

路上寝込み者発見時の警察への通報及び保護活動、徘徊老人等の保護、高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行：名古屋

【交差点事故対策】

事故件数の多い交差点での出会い頭事故等を防止するため、2段階ブレーキによる早めの減速と左右等の称呼による確認の推進：静岡

【特徴的な事故への対応】「無事故無違反コンテスト」を実施：岐阜

【道路交通環境の整備】運転者に対して、運行中の異常な状況について報告するよう周知。：三重

【健康起因事故防止の推進】

協会けんぽと連携し、健康管理の徹底にかかる資料の定期的な会員への配付、健康診断所見の提供によるアドバイスの実施：福井

5

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

■トラック協会

【人手不足の深刻化への対応】

・適正な運賃料金の収受に向けて、中小トラック事業者の運賃交渉を支援するための運賃交渉個別相談会を開催
・自社の経営状況を把握し改善に取り組むとともに、取引先との運賃交渉を行うことを支援するための助成事業を実施：愛知

【物流全体の効率化促進】

・最新の安全装置に関する情報やトラック業界が抱える課題解決に向けたソリューション情報について提供することを目的とした「安全環境製品展示会」を開催：愛知

【人手不足の深刻化への対応】

人事制度設計/就業規則改定等の労務管理セミナーの開催、各種就職相談会の実施、特定技能外国人受入れに関する情報提供：静岡

【健康に起因する事故の増加への対応】

・睡眠時無呼吸症候群精密検査助成、ドライバー眼科検診助成の新設：静岡

【飲酒運転防止】

職員のアルコールインストラクター資格の取得促進：岐阜

【DX】

会員事業場での管理を効率化するためのシステム構築を模索：静岡

6

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

■トラック協会

【運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応】

トラック運送事業における取引環境・労働時間改善三重県協議会にて、荷主企業を視察：三重

【飲酒運転防止】

「飲酒運転撲滅セミナー」の開催：三重

【適正運賃収受】

標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催：福井

【DX】

運送契約の書面の相互交付に対応するため、デジタル化が進んでいない中小事業者に対して、全ト協が作成する書面化アプリケーションの活用を促進：福井

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

■整備振興会

【大型車の点検整備の実施の推進】

広報誌、HP、ポスターによる啓発
街頭検査での周知

【点検整備の重要性に係る内容の周知活動の推進】

広報誌、HP、ポスターによる啓発
タオルの作成、配付
テレビ、ラジオでのCM発信
自動車なんでも無料相談所への参画

【実際の事故事例に関する情報の水平展開】

会報誌、HPでの注意喚起
各種研修での啓発

【その他】

- ・整備技術向上に向けた1級整備士資格取得の拡大
- ・整備技術向上のための特別研修の積極的な開催
- ・高度な整備士人材育成等のためのマイスターハイスクール事業への積極的な協力
- ・中学生職場体験等人材育成活動を通じた点検整備の重要性の周知と自動車安全意識の高揚

令和7年度の重点施策に係る目標

関係団体の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

■NASVA（自動車事故対策機構）

【運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応】

「eナスバ」の受講普及（全体受講者の3割以上を目指す）

【飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応】

職員に対し、「ASK飲酒運転防止インストラクター」を随時取得させ、知識の向上を推進

【依然として多発する乗合バスの車内事故への対応】

乗合バス運転士及び運行管理者に対し、車内事故防止について講じ、周知・徹底を図ると共に、危険予知トレーニング用視聴覚教材作成

【運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化】

引き続き、安全マネジメントセミナー等の認定セミナーや、安全マネジメントコンサルティングにおいて、運輸安全マネジメント制度を普及

令和7年度の重点施策に係る目標

中部運輸局の取組

安全プランで示された重点施策に沿って計画的かつ継続的に実施。

(以下、特徴的な取り組み目標を例示)

【人手不足の深刻化、働き方改革の推進】

標準的な運賃のみならず、「物流革新に向けた政策パッケージ」に盛り込まれている各種施策について、関係機関と連携し取組を展開する。また、令和7年4月に施行された物流改正法や6月に成立したトラック適正化二法について周知・浸透を推進

【激甚化・頻発化する災害への対応】

運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）に対する評価・助言等を行い、事業者の災害対応能力の向上を促進

【監査のあり方】

飲酒運転防止を啓発するチラシ等を作成し、配付等することにより事業者・運転者の飲酒運転防止意識向上を啓発

【飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応】

引き続き、安全マネジメントセミナー等の認定セミナーや、安全マネジメントコンサルティングにおいて、運輸安全マネジメント制度を普及

【DX】

遠隔点呼、自動点呼について、講習等の機会を捉え活用を周知

【健康に起因する事故の増加への対応】

協会けんぽとの協働により、健康管理の重要性について事業者へ周知

- ① 情報の「受信者」の明確化
- ② 情報の「質」の向上
- ③ 情報の「発信力」の向上

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

事故削減を継続していくための取組

- 今後も事故件数の削減を継続していくためには、質の高い情報をしっかりと発信し続けることが重要
- また、情報通信技術（ICT）や先進的な技術の活用による安全対策の向上も期待される。
- これらを踏まえ、令和7年度も以下のような取組を推進。
 - ✓ 講習会、セミナー等を通じた事業者への積極的な情報発信
 - ✓ 安全教育・事故防止に関するマニュアル等の周知、活用促進
 - ✓ 運転者や一般の道路利用者等へ直に届くようなコンテンツの作成、展開
 - ✓ ICTを活用した先進的なシステム等による取組
 - ✓ 重大事故・飲酒運転事案等についての情報収取や注意喚起
 - ✓ 先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化機器等の導入推進
 - ✓ 健康起因事故削減のための、外部団体との協働

11

講習会、セミナー等を通じた事業者への積極的な情報発信

自動車事故防止セミナー2025

- ✓ 令和7年12月、ウインクあいちにおいて、事故防止セミナー2025を計画。
- ✓ 今年度においては、高齢運転者対策を主題として開催予定。

日 時 令和7年12月4日（木） 13：00～16：00

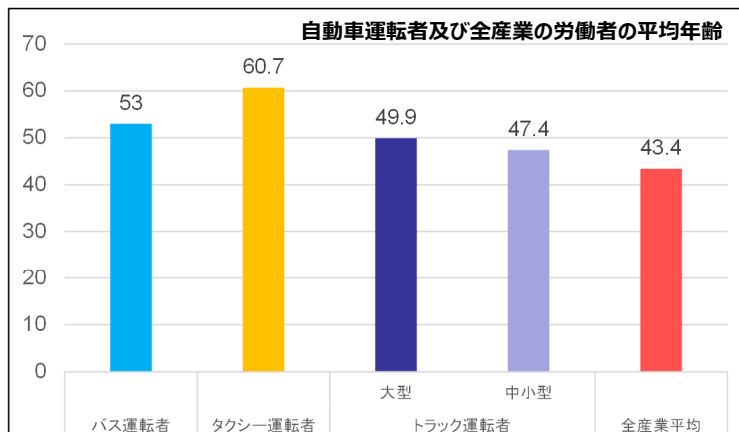
場 所 ウインクあいち 大ホール

テ ー マ 自動車運送事業者の運転者の平均年齢が、全事業の労働者の平均年齢より高い状況であることを踏まえ、運転者の高齢化による事故や健康起因による事故防止をテーマとして検討中。

講 演 テーマを踏まえた以下内容を講演
 ・高齢運転者に対する対策
 ・運転中のリラックス・ストレッチ
 ・健康状態の維持、管理 等

聴講募集 ・自動車運送事業者関係、
 ・自家用者ドライバー ほか 計500人を予定

そ の 他 ・動画配信サイトを活用した、リアルタイム配信
 ・セミナー後の一定期間、見逃し配信



出典等：「令和3年賃金構造基本統計調査」のデータに基づき作成 12

安全教育・事故防止に関するマニュアル等の周知、活用促進

高速道路SAPAでの啓発活動

- ✓ 高速道路SAPAにおいて、開催されるイベントの機会を捉え、事業用自動車事故調査委員会の啓発コンテンツや各種チラシ等の配付を計画



啓発用マンガ

出典：事業用自動車事故調査委員会



令和6年度 本省が行った啓発活動

令和7年度 中部においては、12月頃に実施ができるよう関係者と調整を進めている。

13

1. 令和7年度の取組について

安全教育・事故防止に関するマニュアル等の周知、活用促進

運行管理者講習を活用した周知

- ✓ 運行管理者講習については、国土交通大臣が認定機関を認定し、当該機関が実施
- ✓ 当該機関において、行政からの情報がより一層伝わるよう、チラシ等の配付依頼のほか、講演向けの資料を作成し提供

事業者間遠隔点呼の実施に係る管理の受委託について

令和7年4月30日、「対面による点呼と同等の効果をもつものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（令和7年国土交通告示第347号）（点呼告示）」が改正され、事業者間遠隔点呼の実施が可能。今般、当該事業者間遠隔点呼を実施するに当たり必要となる、管理の受委託に係る許可申請の取扱いが制定。（令和7年7月7日改正）

【事業者間遠隔点呼イメージ】

■ 受委託の範囲

受委託の対象となる業務の範囲は、事業者間遠隔点呼を行う自動車運送事業者（受託事業者）と事業者間遠隔点呼を受ける自動車運送事業者（受託事業者）が締結する契約に基

■ 委託事業者及び受託事業者

- 一般旅客自動車運送事業者
- 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者
- 特定第二種貨物利用運送事業者

※受託事業者と委託事業者は同一の事業及び種別であること。受託の許可は営業所単位で行う。

■ 許可申請等

受託事業者及び委託事業者は、事業者間遠隔点呼を行う2ヶ月前までに、管轄する運輸支局等を経由し、地方運輸局申請が必要。

- 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託許可申請書
- 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託契約書の写し
- 事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目を記載した書類
- 自己点検表

（許可変更が生じた場合は15日以内に変更届出が必要。（届出対象となる変更事項については通達を確認ください。））
（受委託契約終了の場合は15日以内に終了届出が必要。）

本通達に係る詳細は、以下に掲載されていますので、そちらからご確認ください。
■ 国土交通省ホームページ「運行管理高度化ワーキンググループ」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html 又は **運行管理高度化**

解釈及び運用通達の改正について（旅客・貨物）

対面による点呼と同等の効果をもつものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（令和7年4月30日）の公布・施行に伴い、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業安全規則の解釈及び運用について」の一部改正（令和7年7月7日改正）

■ 主な改正点の概要（旅客・貨物共通）

○ 遠隔点呼の実施に係る留意事項（旅客：第24条（1）⑤（Ⅲ）、貨物：第7条1.（9））

ア 運転者等が遠隔点呼等を受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、運行管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握し、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行う。

イ 遠隔点呼実施時に運転者等の健康状態を確認する際、運転者等の顔の表情や話し方、当該運転者等からの自己申告の内容から総合的に健康状態が判断されるが、遠隔点呼実施時の運転者等の体温、血圧等の測定結果を平時の測定値と比較して判断がなされることを推奨。

ウ 点呼告示第5条第8号の機能によって電磁的方法により記録され、遠隔点呼実施地点間で共有された事項について、遠隔点呼を受けた運転者等が属する営業所の運行管理者等は、当該遠隔点呼の実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、上記共有事項について確認。

エ 〜略〜

オ 点呼告示第7条第5号の連絡及び同条第6号の体制の整備がなされるよう、遠隔点呼実施地点間の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整備。

○ 自動点呼の実施に係る留意事項

ア 自動点呼は、国土交通省の認定を受けた機器の使用が必要。

イ 運転者等が自動点呼等を受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、運行管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行う。

ウ 業務前自動点呼を行う前までに、運転者等の平時の体温及び血圧の値を10日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握する。なお、当該値については、第21条第5項に基づく健康状態の把握等より定期的に確認し、随時見直すことを推奨。

その他、運転基準（旅客）等の改正も同時に行われています。

本通達に係る詳細は、以下に掲載されていますので、そちらからご確認ください。
■ 国土交通省ホームページ「運行管理高度化ワーキンググループ」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html 又は **運行管理高度化**

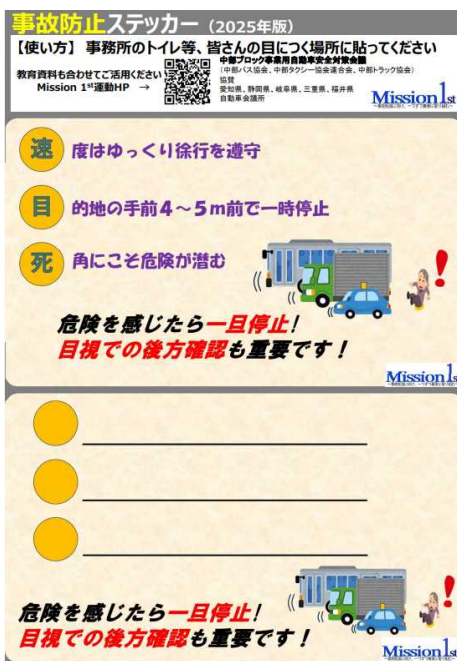
法令改正等の情報については、これまでも展開し、運行管理者講習等で周知いただいていたところ。今回、行政からの情報をよりダイレクトに伝達するため、行政においてパワーポイントで資料を作成、展開。

14

運転者や一般の道路利用者等へ直に届くようなコンテンツの作成、展開

事故防止ステッカー

- ✓ 公表している講演資料のテーマ・内容の精査
→ 適切適宜なテーマの選定、重要なテーマは繰り返し実施
- ✓ 運転者に直接メッセージが届くよう目に届きやすい事故防止ステッカーの作成



令和7年度 ステッカー案
テーマ：後退時確認徹底啓発

【ステッカーのテーマ（1年ごとに1種）】

- ・ 令和4年度「飲酒習慣啓発」
- ・ 令和5年度「車間距離維持啓発」
- ・ 令和6年度「交差点2段階停止啓発」
- ・ **令和7年度「後退時確認徹底啓発」**



令和4年度



令和5年度



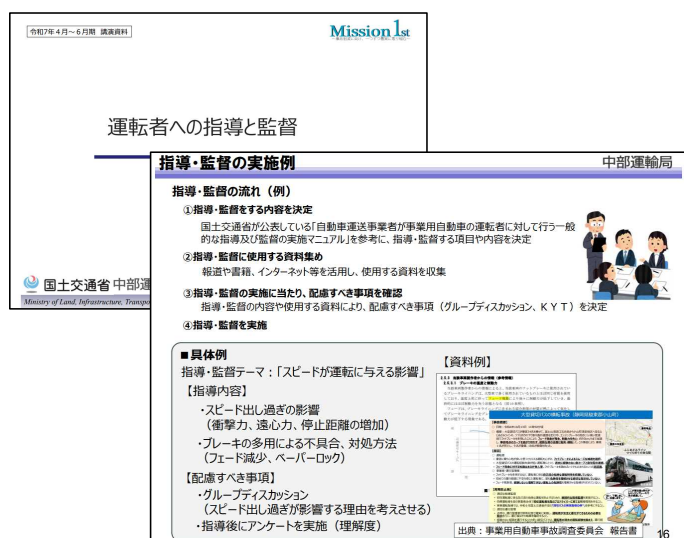
令和6年度

運転者や一般の道路利用者等へ直に届くようなコンテンツの作成、展開

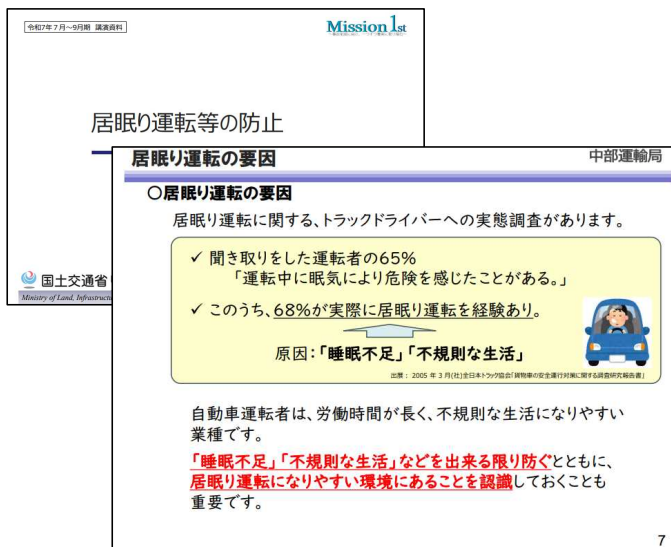
講演資料の作成

- ✓ 事業者向け講演資料を四半期ごとにテーマを変え、作成・公表

○令和7年の講演資料



令和7年4月～6月「運転者への指導と監督」



令和7年7月～10月「居眠り運転等の防止」

今後の講演資料の予定

- 10月から12月：後退時確認徹底啓発（事故防止ステッカーに合わせた内容）
- 1月から3月：高齢運転者対策（事故防止セミナーの内容とリンクし相乗効果を）

運転者や一般の道路利用者等へ直に届くようなコンテンツの作成、展開

車内事故防止キャンペーン

- ✓ 中部運輸局管内において多く発生している車内事故について、バスの乗客や、他の交通利用者へも広く啓発
- ✓ 管内事業者と連携し、社会福祉協議会の協力のもと、高齢者へのバス乗り方教室で講演

【テレビ放送を通じた啓発】

令和7年度においては、テレビ報道により、一般の方にも強力に情報発信。

日時：令和7年7月29日（火） 18:35頃
番組：中京テレビ キャッチ

■報道内容

夏休みは特に注意！バス車内での転倒事故
記者が急ブレーキを体験

- 記者によるバス急ブレーキ体験を通じた車内事故の危険性
- バス会社の安全のための取組



啓発用ポスター

【車内事故防止教室】

コミュニティセンターにお集まりいただいたご高齢者に対し、バス急ブレーキの危険性や転倒を防ぐ乗り方について講演。

- 開催日 令和7年7月 2日（水）：御劔コミュニティセンター
令和7年7月 16日（水）：船方コミュニティセンター
令和7年7月 24日（木）：交流センター道徳



ICTを活用した先進的なシステム等による取組

オンラインによる整備管理者研修

- ✓ 整備管理者研修について、一昨年度の関東、昨年度の中部においてオンライン研修を先行実施
- ✓ 有効性を確認できたことから、今年度以降、オンライン研修を導入

整備管理者選任後研修をeラーニングで開催します

eラーニングによる整備管理者選任後研修を愛知運輸支局において実施します。これは、全国に先立っての新たな取り組みとして、中継管内の方を中心に受講いただくことが可能で、従来の対面での研修と同等の効果を有しますので、ぜひご利用ください。

※受講には受講料がかかります。受講料は愛知運輸支局のホームページで確認してください。

●スケジュール
申込期間：令和6年12月16日～令和7年2月7日（予定）
実施期間：令和7年1月6日～令和7年2月7日（予定）
※受講には受講料がかかります。受講料は愛知運輸支局のホームページで確認してください。

●内容
・音声付きスライド（全7章）の視聴
・試験（10問）への回答 ※試験も受講料には含まれません。

●受講に必要なもの
・カメラ付きPC又はスマートフォン
・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード又はパスポート）

●修了時の措置
・受講済証が発行されますので、ダウンロードをお願いします。

●利点
・会社や自宅など、場所を選ばず受講できます。
・最終日までに全章及び試験を終れば、複数回に分けての受講が可能です。
（例：1日目（受講開始）～3日まで受講→4日目～2日目（再受講）～7日目（試験受講））

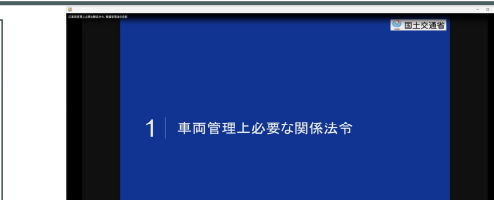
●受講のリンク～受講のながれは右上図参照～
※受講者本人が申し込む場合と、会社（事業者）の担当者が申し込む場合でURLが異なります。

【受講者本人が申し込む場合】
①アカウント作成 <https://custom.onlinedefence.ai/register/unlimited/course/mit-saikanki>
②ログイン画面 <https://custom.onlinedefence.ai/student/login>

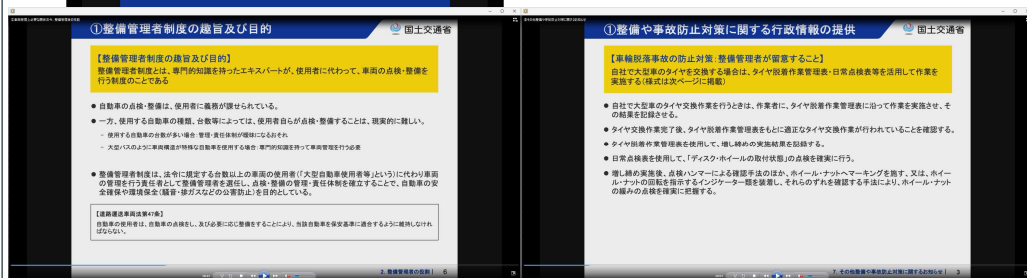
【事業者担当者が申し込む場合】
①アカウント作成 <https://custom.onlinedefence.ai/register/corporate/mit-saikanki>
②ログイン画面 <https://custom.onlinedefence.ai/company-admin/login>

【お問い合わせ先】
✓整備管理者研修の問い合わせ先（TEL：052-631-3331）※お問い合わせの際は、受付時間（平日9時～17時）に合わせてください。
✓受講方法、eラーニングシステムについて
***株式会社 野村総合研究所 社会

研修周知用チラシ



実際のオンライン研修画面



令和7年度においては、整備管理者選任後研修のオンラインでの研修を予定。
次年度以降、選任前研修についてもオンライン研修ができるよう推進。

ICTを活用した先進的なシステム等による取組

e-Govによるオンライン申請

- ✓ e-Govによるオンライン申請において、運行管理者・整備管理者の届出、事故報告書の提出等の申請を導入開始

令和7年9月から、先行運用を経て、段階的な利用開始を予定。

■利用可能となるオンライン申請対象手続き

- 運行管理者の選任届出
- 整備管理者の選任届出
- 事故報告書の提出
- 貨物自動車運送事業の許可
- 旅客自動車運送事業の許可
- 自家用有償旅客運送の登録
- 適正化事業実施機関の届出
- タクシー運転者登録実施機関の届出
- 適性診断実施機関の認定申請

等

自動車運送事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

バス・トラック・タクシー等事業者の皆様は、オフィスや自宅のパソコンからe-Govで、各種手続きのオンライン申請が行えるようになりました。

書面で提出していた自動車運送事業関連手続きの「申請書」や「届出書」が、自社のパソコンからインターネットを通じて提出することができます。

オンライン申請(e-Gov)利用のメリット

- いつでも、どこでも申請可能
- 行政機関までの移動が不要
- パソコンで申請後の状況を確認
- パソコンで公文書取得が可能

紙申請の場合

申請書・届出書

申請者

国土交通省 (本省、地方運輸局、運輸支局)

オンライン申請の場合

- いつでも、どこからでも申請可能
- 申請書の印刷・持出しが不要
- 本省・地方運輸局までの移動が不要
- 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能

申請者

国土交通省 (本省、地方運輸局、運輸支局)

オンライン申請の利用対象となる手続き(概要)

自動車運送事業のオンライン申請対象手続き(例)
貨物自動車運送事業の許可等
旅客自動車運送事業の許可等
自家用有償旅客運送の登録等
運行管理者の選任届出等
整備管理者の選任届出等
事故報告書の提出等
適正化事業実施機関の届出等
タクシー運転者登録実施機関の届出等
適性診断実施機関の認定申請等

令和7年9月より先行運用を経て、段階的な利用開始を予定

国土交通省HP「物流・自動車局サイト」の「オンライン申請対象手続き一覧」

URL: https://www.mlit.go.jp/doshaj/doshaj_k3_000132.html

オンライン申請の流れ(概要)

e-Gov電子申請サービス

パソコンの環境設定

申請書/届出書、添付資料等の作成

申請書/届出書添付資料等の提出

国土交通省HP「物流・自動車局サイト」の「オンライン申請対象手続き一覧」

URL: https://www.mlit.go.jp/doshaj/doshaj_k3_000132.html

お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 庶務課 03-5253-8111

ASVや運行管理の高度化機器等の導入推進

自動車運送事業の安全総合対策事業

- ✓ 先進安全自動車 (ASV)や過労運転防止に資する機器等の導入により事故削減に繋げるため、自動車運送事業者に対し対象機器の補助について、講習会等の機会を捉え周知

自動車運送事業の安全総合対策事業

【1,916百万円 (1,329百万円 1.4倍)】

※1,681百万円[R7当初]、234百万円[R6補正]

目的

先進安全自動車(ASV)、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの機器等の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、対象機器等の補助を行う。

内容

○先進安全自動車(ASV)の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】 ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)
- ・ドライバー異常時対応システム
 - ・後側方接近車両注意喚起装置
 - ・統合制御型可変式速度超過抑制装置
 - ・事故自動通報システム
 - ・アルコール・インターロック
 - ・車輪脱落防止検知システム
 - ・道路標識注意喚起装置 等

車輪脱落防止検知システム



衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)



○過労運転防止のための先進機器の導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2
- 【対象機器】 ・遠隔点呼機器、自動点呼機器
- ・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 等



○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援

- 【補助率】 導入費用の1/2、1/3
- 【対象機器】 ・デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー (一機型を含む)
- 無線通信 (LTE等)
 - クラウドサーバー
- デジタル式運行記録計
- ドライブレコーダー
- 通信機能付のデジタル式運行記録計・ドライブレコーダー (一機型)
- 専用の解析ソフトで分析

○社内安全教育の実施支援

- 【補助率】 実施費用の1/2、1/3
- 【対象メニュー】 ・ドライブレコーダー等を活用した安全運転教育
- ・バスドライバーの実地型教育 等
- 専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図る。

○健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

- 【補助率】 実施費用の1/2
- 【対象検査】 SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害等のスクリーニング検査
- 主要疾患を未病段階で発見し治療に繋げることで、健康起因による事故防止を図る。

自動車運送事業における先進安全自動車(ASV)の導入支援を行います。国土交通省においては、一定の装置を備えた事業者の車両を導入する場合、ASVを導入する費用の2分の1の補助(上限あり)を実施しています。

※事業は国土交通省HP「物流・自動車局サイト」に掲載されています。

URL: https://www.mlit.go.jp/doshaj/doshaj_k3_000132.html

【補助事業概要】

■ 対象事業者

① 貨物自動車運送事業者 (バス事業者を除く)

② 旅客自動車運送事業者 (バス事業者を除く)

③ 自家用有償旅客運送事業者 (バス事業者を除く)

④ 国土交通省HP「物流・自動車局サイト」に掲載されている事業者

■ 補助対象期間

令和7年7月31日～令和8年1月30日

※ 国土交通省HP「物流・自動車局サイト」に掲載されている事業者

■ 補助率

導入費用の1/2 (小規模事業者は1/3)

■ 補助対象機器

① 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

② 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

③ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

④ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑤ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑥ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑦ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑧ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑨ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑩ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑪ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑫ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑬ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑭ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑮ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑯ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

⑰ 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

啓発用チラシ

20

健康起因事故削減のための、外部団体との協働

保険者との協働

- ✓ 健康起因事故の削減のため、国、自動車関係団体のほか、協会けんぽ等と協働し、事業者に対して一層の健康管理推進のための広報、講演を実施。

プロドライバーの健康管理と事故防止

健康起因事故の削減のため、国、自動車関係団体のほか、協会けんぽ等と協働し、事業者に対して一層の健康管理推進のための広報、講演を実施。

健康起因事故の削減のための取組～健康管理の3ステップ～

第1ステップ 健康状態の把握

1. 定期健康診断による健康状態の把握 (義務)

2. 就業上の健康状態の把握 (義務)

3. 就業上における判断と対応の流れ

第2ステップ 特定健診、特定保健指導を活用しましょう!

特定健診、特定保健指導を活用し、健康状態の把握と改善を図る。

第3ステップ コラボヘルス(保険者との連携)を推進しましょう!

健康状態の把握と改善を図る。

国土交通省 中部運輸局 健康安全管理課 係長 佐藤 氏 052-962-8044

事業者向け講習会

健康起因事故の 中部運輸

健康起因事故の削減のため、国、自動車関係団体のほか、協会けんぽ等と協働し、事業者に対して一層の健康管理推進のための広報、講演を実施。

健康管理に関する法令

第3条 過労運転等の防止

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

健康状態の把握

乗務員等(事業主等が事業用自動車の運行の業務に従事する場合には、当該者を含む。)が受診する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員等が受診する健康診断の結果を提出しなければならない。

健康状態の把握

乗務員等(事業主等が事業用自動車の運行の業務に従事する場合には、当該者を含む。)が受診する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員等が受診する健康診断の結果を提出しなければならない。

健康状態の把握

乗務員等(事業主等が事業用自動車の運行の業務に従事する場合には、当該者を含む。)が受診する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員等が受診する健康診断の結果を提出しなければならない。

■ 現在までの講演実績

三重県トラック協会のご協力のもと、三重県トラック協会の会員事業者に対して講演を実施

令和7年7月11日(金) : 伊勢トピア

令和7年7月18日(金) : 都ホテル四日市

啓発用チラシ

飲酒運転防止啓発

チラシの作成、配付

- ✓ 中部運輸局管内において、令和6年に5件、令和7年においても8月末時において3件の飲酒運転が発生したことから、啓発用のチラシにより啓発を計画

飲酒運転について、事故報告書や監査を通じ経緯や背景を調査したところ、事業者において「点呼実施体制が脆弱」「運転者の飲酒習慣を把握していない」などが散見。

これまでのような「飲める量」の周知ではなく、「飲酒運転のリスク」や「飲酒習慣(依存症)がある場合の特徴」をチラシに記載し広報することにより、事業者の管理体制の強化を推進する狙い。

絶対禁止! 飲酒運転

飲酒運転は、交通事故の主要な原因の一つです。飲酒運転は、交通事故のリスクを大幅に増大させ、死亡事故率も7.4倍に達します。

アルコールを体内で分解するには一定の時間が必要です

2ドリンク分解するのに4時間必要です

2ドリンクの目安

アルコールの種類	アルコールの量	アルコールの濃度
ビール	500ml	12%
ワイン	250ml	12%
焼酎	100ml	25%
ウイスキー	50ml	40%

アルコールを飲むと安全運転に影響があります

- ✓ 身体視力が落ち、視野が狭くなります。
- ✓ 抑制が理性が失われるため、判断力が低下します。
- ✓ 集中力が低下します。
- ✓ 運動がつかさどる神経が麻痺し、ハンドル操作・ブレーキ動作が遅れがちになります。
- ✓ 体の平衡感覚が乱れ、蛇行運転をしたりします。
- ✓ 麻酔作用により脳の働きが麻痺し、眠くなります。

アルコールを飲んだら多く飲む人の体には、いろいろな兆候が起きます

- 顔色がわるく、むくむ
- よちゃよちゃとした物言いがちになる
- 普段からイライラしたり、仕事への意欲にムラがある
- 下痢気味になる
- 水を飲みに行ったり、トイレに行く回数が多くなる
- 健康診断で肝機能の異常や高血圧などを指摘される

肝機能の基準

GOT : 30u/L以下
GPT : 40u/L以下
γ-GT : 男性50u/L、女性30u/L以下

飲酒運転をした場合、次のような処分があります

飲酒運転の種類	処分
初犯(1回目)	100日禁、200日禁
再犯(2回目以上)	100日禁、200日禁

啓発用チラシ案